

滋賀県多文化共生推進プラン (第2次改定版)

令和2年(2020年)4月

滋 賀 県



滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を共に創りましょう。

本県は古来、多くの渡来人を受入れるなど、海外とのつながりを通して、先進的な技術や知識を採り入れながら、独自の文化や価値を創造し、発展してきました。

「国と国は対等である」という考えをもとに、相手の国のことをよく理解し、真心で交わらなければならないという、「誠信（誠意と信義）の交わり」を説いた雨森芳洲、「青い目の近江商人」と称され、建築、起業、医療福祉、教育等様々な分野で活動し、地域の発展に尽くされたウィリアム・メレル・ヴォーリズなど、新たな時代を切り拓く先駆者として多様性を受入れ、生かし、活躍してきた多くの先人の教えは、国際化が進展する現代においても通じるものがあり、本県が目指すべき多文化共生社会の姿を示すものと考えます。

本県の外国人人口は、令和元年（2019年）12月末時点で、32,995人となり、これまでで最も多い人数となりました。これは、県民の43人に1人が外国人という割合です。

現在、本県で暮らす外国につながるを持つ方々には、終戦前から引き続き日本に在留している朝鮮半島出身者およびその子孫の方々、昭和55年（1980年）以降に來られた日系人を中心とした南米出身者、その御家族、東南アジア地域出身の技能実習生など、様々な母語、文化や宗教、民族、歴史的背景をもつ方々がおられます。

その中で、私たちは、「多様性」をますます大切にし、同じ地域で一緒に生活する「人」として、互いに多様な文化、歴史、価値観を尊重し、共に暮らしやすい持続可能な地域を創っていく必要があると考えています。

「変わる滋賀、続く幸せ」を一人一人が実感できるよう、国籍などにかかわらず、本県で暮らし、働き、学ぶすべての人と共に、世界に開かれ、世界とつながり、世界から選ばれる滋賀県を創ってまいりましょう。

令和2年（2020年）3月 滋賀県知事

三木 大造

目 次

第1章	プラン改定にあたって	
1	背景・趣旨	1
2	改定の経緯	2
3	プランの位置づけ	2
4	計画期間	2
第2章	多文化共生を取り巻く現況	
1	滋賀県人口の推移	3
2	外国人人口の推移	3
3	相談・日本語教室等	7
4	外国人労働者等	8
5	教育関係	11
6	啓発等	13
第3章	多文化共生の推進に関する基本的な考え方	
1	滋賀県がめざす多文化共生社会の姿	14
2	基本目標と体系	14
	(1) 基本目標	
	(2) プランの体系	
第4章	多文化共生施策の推進	
1	各主体の役割	16
	(1) 県民	
	(2) 自治会など	
	(3) 大学など	
	(4) 企業	
	(5) 市民活動団体	
	(6) 国際交流協会	
	(7) 市町	
	(8) 県	
	(9) 国	
2	推進体制など	18
3	プランの進行管理	19
第5章	多文化共生施策の展開	
1	こころが通じるコミュニケーション支援	20
	(1) 地域における情報の多言語化	
	(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供	
2	安心して暮らせる生活支援	24
	(1) 安心して暮らせる居住支援	
	(2) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備	
	(3) 災害時への対応	
	(4) 生活安全における支援の充実	
3	外国人材の活躍支援	31
	(1) 外国人材の受入れと活躍支援	
4	次世代を担う人材の育成	34
	(1) 教育環境の整備	
5	活力ある多文化共生の地域づくり	39
	(1) 地域社会に対する意識啓発	
	(2) 多様性を生かした活力ある地域づくり	
	<用語解説>	44

第1章 プラン改定にあたって

1 背景・趣旨

社会・経済のグローバル化¹、人口減少・高齢化が進むなど、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

平成元年(1989 年)に「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」という。)が改正、翌2年(1990 年)に施行され、活動内容に制限のない在留資格「定住者²」等で来日する南米地域からの日系人などの外国人が増加し、本県の外国人登録者数³は、平成2年(1990 年)末では10,170 人でしたが、平成20年(2008 年)末には32,292 人でピークとなりました。多くの方が派遣や請負の雇用形態で、製造業などで就業し、地域経済を支え、地域社会にも貢献してきました。

こうした中、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まり、また国際結婚による複数国籍世帯の増加のため、平成24年(2012 年)7月からは、外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象となり、平成28年(2016 年)1月から開始された、マイナンバー制度も適用対象となっています。

しかしながら、平成20年(2008 年)9月以降の世界的な経済危機により製造業の現場で就労していた多くの外国人住民が職を失い、日本語能力の不十分なことなどから再就職が難しく、生活困難な状況におかれる人や帰国する人が増加し、県内の外国人人口は一時減少しましたが、平成26年(2014 年)以降、東南アジア地域出身の技能実習生⁴を中心に、外国人人口が増加し、国籍の構成も変化してきています。

一方、国においては、平成30年(2018 年)6月15日に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)において、深刻な人手不足を背景に、外国人材の受入れを拡大する方針が示されました。平成31年(2019 年)4月には、入管法が改正され、新たに創設された在留資格「特定技能⁵」による外国人の受入が開始されました。

更なる多国籍化の進展や言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。

このような状況の下、滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指します。

2 改定の経緯

急増する外国人住民への施策の在り方が全国的な課題となりつつある中、平成 18 年（2006 年）3 月に総務省自治行政局国際室は、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、地方自治体に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を通知しました。

また、本県では、平成 19 年（2007 年）度に外部有識者による「しが多文化共生推進会議」を設置して、多文化共生を推進するに当たっての各分野における課題や施策の方向性などについて検討を行い、平成 21 年（2009 年）11 月に同推進会議から提言をいただきました。

これらの通知や提言をもとに、多文化共生に関する施策を計画的かつ総合的に展開するため、本県では、平成 22 年（2010 年）4 月に多文化共生社会の形成を推進することを目的とした「滋賀県多文化共生推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、平成 27 年度には改定版を策定しましたが、その計画期間が令和 2 年（2020 年）3 月をもって終了します。

プラン策定後の経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応、定住化傾向の外国人住民の増加や国籍の構成変化などの現状を踏まえ、より実情にあったプランとなるよう見直しを行います。

3 プランの位置づけ

このプランは、「滋賀県基本構想」の理念を踏まえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業、県民などの各主体が取り組む方向性を示す指針です。

4 計画期間

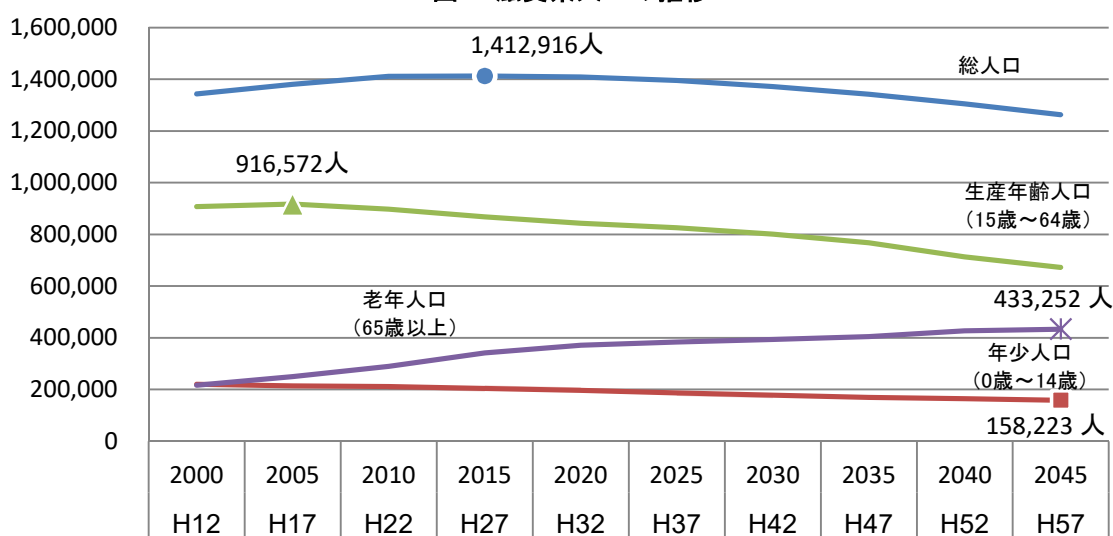
令和 2 年（2020 年）度から令和 6 年（2024 年）度までの 5 年間とします。

第2章 多文化共生を取り巻く現況

1 滋賀県人口の推移

- 本県の人口は、「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年（2018 年）3 月推計）」によると、平成 27 年（2015 年）の約 141 万人をピークに減少に転じ（図 1）、人口減少局面に入りました。また、生産年齢人口は、平成 17 年（2005 年）の約 92 万人をピークに減少しつづけています。

図1 滋賀県人口の推移

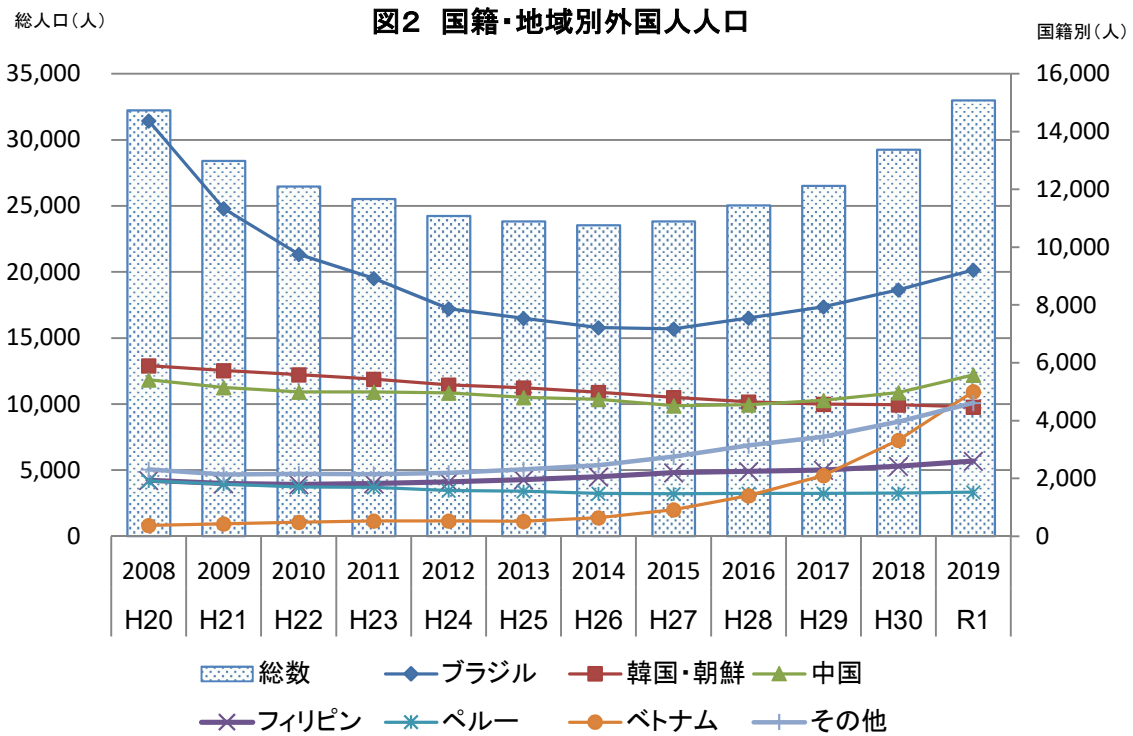


（出典）総務省「国勢調査」（1995 年～2015 年）

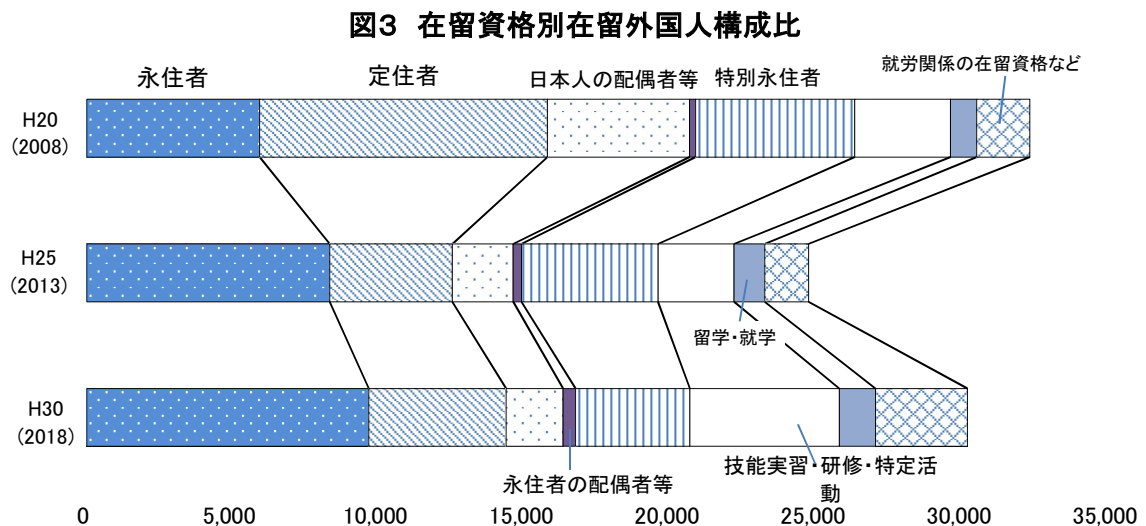
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」（2015 年～2040 年）

2 外国人人口⁶の推移

- 令和元年（2019 年）12 月末現在、滋賀県の外国人人口は 32,995 人、平成 26 年（2014 年）以降増加傾向が続いています。（図 2）
- 県全体の外国人人口の割合は 2.32%で、県民のおよそ 43 人に一人が外国人です。
- 市町別では、最も多い湖南市で 6.05%、その他 10 市町が 2%を超えています。（表 4）
- 外国人人口の国籍数は 108 ヶ国 1 地域となり、多国籍化が進展しています。
- 国籍別では、ブラジル、中国、ベトナムの 3 か国で県内の外国人人口の約 60%を占めており、近年の傾向として、ベトナム国籍が平成 27 年（2015 年）末 913 人から令和元年（2019 年）末 5,003 人と最も増加しています。
- 在留資格別にみると「永住者⁷」の人数が増加しています。（表 1）国籍・地域別の在留資格をみると、ブラジルは、ほぼ「身分に基づく在留資格（永住者、定住者、日本人の配偶者等⁸、永住者の配偶者等⁹）、韓国・朝鮮は約 84%が「特別永住者¹⁰」、中国は約 40%が「身分に基づく在留資格」で、約 35%が「技能実習等」、ベトナムは約 58%が「技能実習等」、フィリピンは約 82%が「身分に基づく在留資格」となっています。
- 外国人の老年人口の割合は、日本人と比べるとかなり低いですが、高齢化は進んでいます。（表 3）



(出典) 住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課 各年12月末現在
 (注) 住民基本台帳法の改正および外国人登録制度の廃止により、平成23年以前は外国人登録者数



(出典) 法務省「在留外国人統計 (旧登録外国人統計)」
 (注1) 各年12月末現在
 (注2) 平成22年7月に技能実習の資格が創設されました。それ以前は、特定活動に含まれます。

表1 在留資格別外国人人口および構成比

		総数	永住者	定住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	特別 永住者	技能実習・ 研修・ 特定活動	留学・ 就学	就労関係 の在留資 格など
H20 年(2008)	人	32,292	5,911	9,860	4,860	216	5,449	3,277	902	1,817
	%	100	18.3	30.5	15.1	0.7	16.9	10.1	2.8	5.6
H25 年(2013)	人	24,712	8,314	4,199	2,086	277	4,679	2,606	1,050	1,501
	%	100	33.6	17.0	8.4	1.1	18.9	10.5	4.2	6.1
H30 年(2018)	人	30,155	9,648	4,707	1,950	432	3,909	5,119	1,239	3,151
	%	100	32.0	15.6	6.5	1.4	13.0	17.0	4.1	10.4

(出典)法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

(注1)各年12月末現在

(注2)平成22年7月に技能実習の資格が創設されました。それ以前は、特定活動に含まれます。

表2 平成30年(2018年)在留資格別／国籍・地域別外国人人口および構成比

		総数	永住者	定住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	特別 永住者	技能実習・ 研修・ 特定活動	留学・ 就学	就労関係 の在留資 格など
ブラジル	人	9,029	4,686	3,243	896	184	4	1	0	15
	%	100	51.9	35.9	9.9	2.0	0.0	0.0	0.0	0.2
韓国・朝鮮	人	4,278	358	32	79	13	3,576	10	85	125
	%	100	8.4	0.7	1.8	0.3	83.6	0.2	2.0	2.9
中国	人	5,119	1,620	91	248	62	1	1,780	751	566
	%	100	31.6	1.8	4.8	1.2	0.0	34.8	14.7	11.1
ベトナム	人	3,328	88	13	43	6	0	1,931	71	1,176
	%	100	2.6	0.4	1.3	0.2	0.0	58.0	2.1	35.3
フィリピン	人	2,457	1,159	518	269	75	0	340	11	85
	%	100	47.2	21.1	10.9	3.1	0.0	13.8	0.4	3.5

(出典)法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

(注)平成30年12月末現在

表3 外国人の老年人口・割合

	H25 外国人人口	H25 滋賀総人口	H29 外国人人口	H29 滋賀県総人口
総数	24,712	1,416,952	27,375	1,412,956
老年人口(65歳以上)	1,705	315,925	1,976	353,629
老年人口の割合(%)	6.9	22.3	7.2	25.0

(出典)法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」、各年12月末現在

(出典)滋賀県推計人口年報、各年10月1日現在、年齢不詳を除く

(注)住民基本台帳法の改正および外国人登録制度の廃止により、平成23年以前は外国人登録者数。

表4 市町別外国人人口

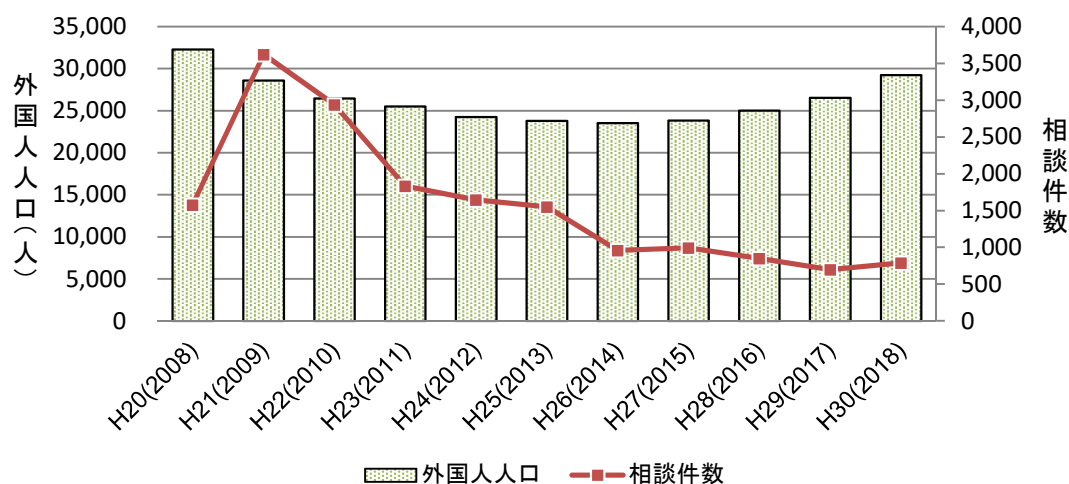
	総人口	占める割合(%)	外国人人口								
			合計	ブラジル	中国	ベトナム	韓国・朝鮮	フィリピン	ペルー	インドネシア	その他
総 数	1,420,896	2.32	32,995	9,209	5,581	5,003	4,467	2,599	1,525	1,323	3,288
大津市	343,815	1.30	4,464	188	889	295	1,876	281	85	115	735
彦根市	112,975	2.52	2,849	528	628	638	214	438	40	18	345
長浜市	117,892	3.23	3,807	1,703	665	444	97	255	203	41	399
近江八幡市	82,072	1.85	1,519	411	205	255	181	130	24	85	228
草津市	134,926	2.19	2,950	170	991	467	505	194	48	118	457
守山市	83,746	1.31	1,096	62	357	143	208	80	51	95	100
栗東市	70,060	2.06	1,440	307	261	293	216	93	109	67	94
甲賀市	90,708	4.03	3,656	1,472	411	492	222	354	338	116	251
野洲市	51,332	1.63	839	30	158	121	113	48	11	261	97
湖南市	55,284	6.05	3,347	1,573	183	527	283	116	352	161	152
高島市	48,195	1.20	580	101	67	116	191	23	0	20	61
東近江市	114,316	3.33	3,811	1,535	403	699	236	353	168	195	222
米原市	38,937	1.49	579	166	170	144	33	25	0	5	32
日野町	21,486	3.13	672	277	44	176	37	48	27	7	56
竜王町	11,963	1.15	137	25	32	31	14	10	0	0	19
愛荘町	21,301	4.45	947	559	70	84	32	110	53	7	32
豊郷町	7,364	2.68	197	95	33	35	0	24	0	0	5
甲良町	6,903	0.99	68	0	11	29	6	10	0	6	0
多賀町	7,621	0.49	37	5	0	14	0	7	0	0	0

(出典) 住民基本台帳に基づく人口、令和元年 12 月末現在、 滋賀県総合企画部国際課

3 相談・日本語教室等

- (公財) 滋賀県国際協会の外国人相談窓口における現在の相談件数は、平成 20 年 (2008 年) 秋の経済危機直後と比較すると減少していますが、相談内容が多様化しています。自治体窓口と専門公的機関との橋渡し役など、外国人相談業務の中核的な役割を果たしつつあります。
- 県、15 市町で外国語通訳・相談員が配置され、相談窓口等は増えつつあります。一方、増加するベトナム語やインドネシア語など希少言語への対応ができる相談窓口は県国際協会のみであり、今後人口増加が見込まれる国籍の方に対する言語対応が必要となっています。
- 地域の日本語教室は増加傾向にあります。技能実習生等の増加に伴い、学習者が増加しています。

図4 相談件数および外国人人口の推移



(出典) 滋賀県および (公財) 滋賀県国際協会調べ

(注) 住民基本台帳法の改正および外国人登録制度の廃止により、平成 23 年以前は外国人登録者数

表5 日本語教育実施機関・施設等数、日本語教師数、日本語学習者数

	機関・施設等数		教師数		学習者数
	大学等機関	一般の施設・団体	常勤・非常勤	ボランティア等	
H25 年 (2013)	5	23	48	257	1,017
H26 年 (2014)	6	20	39	295	714
H27 年 (2015)	6	19	68	275	836
H28 年 (2016)	6	29	47	444	1,826
H29 年 (2017)	8	17	39	229	893
H30 年 (2018)	8	26	51	339	1,094

(出典) 文化庁「国内の日本語教育の概要」、各年 11 月 1 日現在

(注) この実態調査は、文化庁文化部国語課で知り得た日本語教育実施機関・施設等に調査票を送付し、そのうち回答のあった機関・施設等の数値を集計する方法で、実施されました。

4 外国人労働者等

- 外国人労働者数は増加傾向にあり、令和元年（2019 年）には外国人労働者数、外国人雇用事業所数は過去最高を更新しています。
- 産業別では、製造業の事業所に雇用される労働者が全体の 58.0%を占めています。また、派遣・請負事業で雇用される労働者は 44.6%となっています。
- 県内企業に就職したと思われる留学生数は、少ないながらも近年、増加傾向にあります。

図5 産業別外国人労働者数および割合（滋賀県）

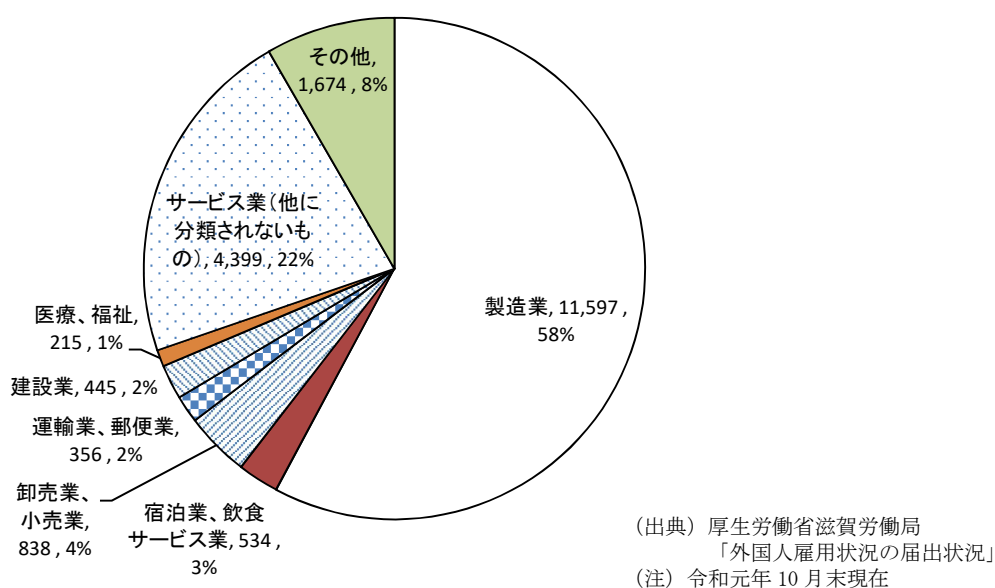
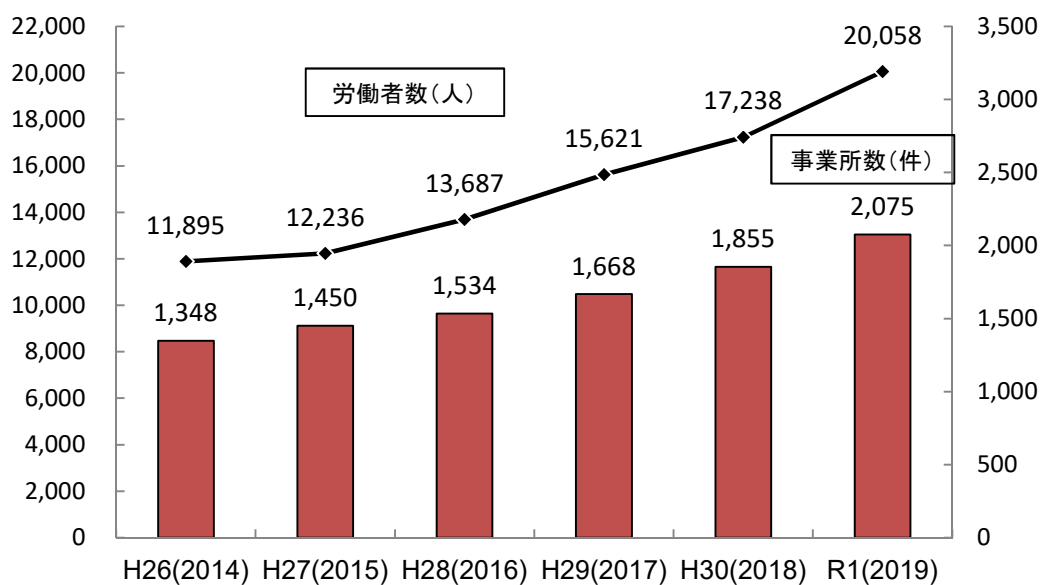


図6 外国人労働者数・外国人雇用事業所数（滋賀県）



(出典) 厚生労働省滋賀労働局「外国人雇用状況の届出状況」
(注) 各年 10 月末現在

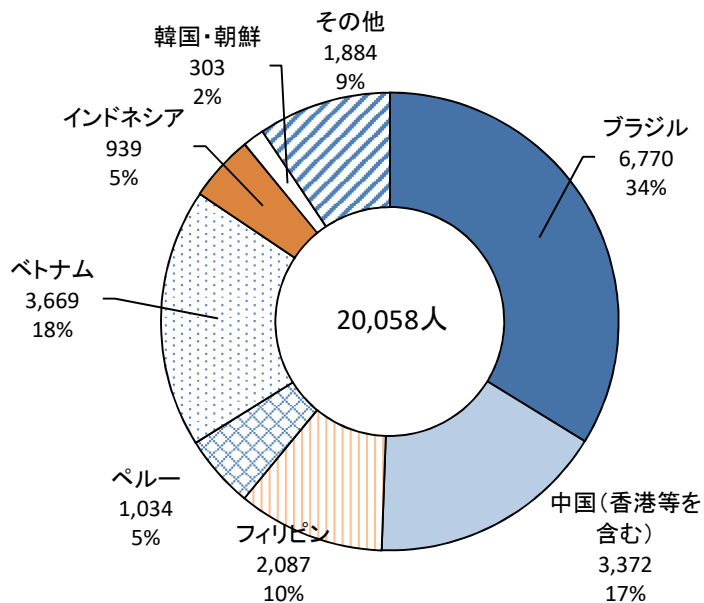
表6 派遣・請負事業所に就労している外国人労働者数および比率

	外国人労働者数		
		うち派遣・請負事業所(人数)	[比率%]
R1 年(2019)	20,058	8,941	44.6

(出典) 厚生労働省滋賀労働局「外国人雇用状況の届出状況」

(注) 令和元年10月末現在

図7 令和元年(2019年)国籍別外国人労働者数および割合



(出典) 厚生労働省滋賀労働局「外国人雇用状況の届出状況」

(注) 令和元年10月末現在

表7 県内に所在する外国人技能実習制度監理団体¹¹数

	一般監理事業	特定監理事業
監理団体数	15	13

(出典) 厚生労働省

(注) 令和2年(2020年)1月31日現在

一般監理事業：特定監理事業以外の監理事業

特定監理事業：第1号団体監理型技能実習または第2号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行う事業

監理事業：実習実施者に対する定期監査、技能実習生に対する入国後講習の実施、技能実習計画の作成指導、技能実習生からの相談対応等

表8 県内に所在する登録支援機関¹²支援実施事務所数

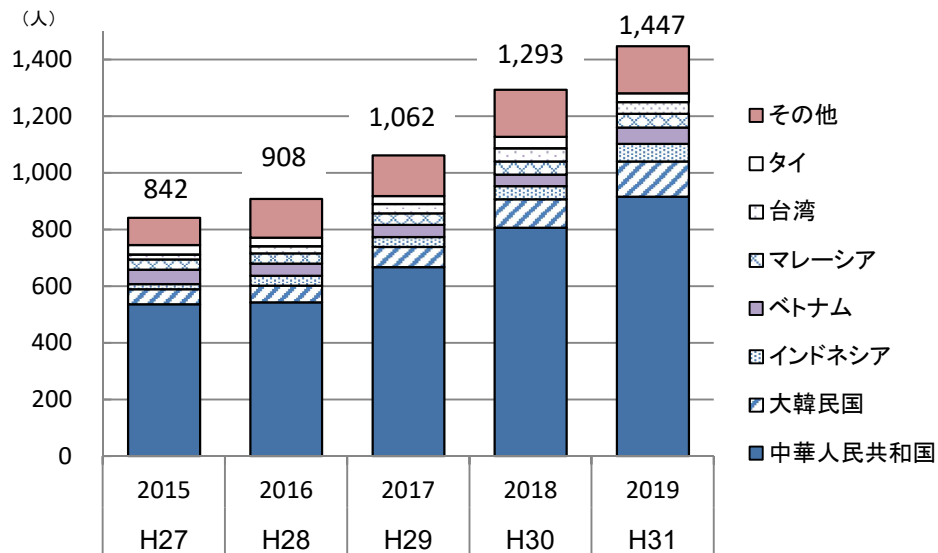
	事務所数
登録支援機関	49

(出典) 出入国在留管理庁

(注) 令和2年(2020年)2月14日現在

登録支援機関：受入機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。

図8 滋賀県内大学における国別外国人留学生在籍者数



(出典) (一財) 環びわ湖大学・地域コンソーシアム
(注) 各年5月1日現在

表9 県内専門学校(介護福祉士養成施設)における外国人留学生数

	外国人留学生数(人)
H30年(2018)	9
H31年(2019)	19

(出典) 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
(注) 各年4月入学者数

表10 留学生の就職先企業等の所在地別許可人員数

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
滋賀県	35	45	52	52	127	142
全国	11,647	12,958	15,657	19,435	22,419	25,942

(出典) 人員数: 法務省入国管理局「留学生の日本企業等への就職状況について」
(注) 許可人員: 「留学」等の在留資格をもって在留する外国人が日本の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請に対する許可人員

5 教育関係

- 公立学校に在籍している日本国籍を含む、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の人数は、増加傾向で、平成30年（2018年）の小・中学校と高等学校、特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等¹³人数は1,365人となっています。
- 日本語指導が必要な児童生徒数を母語¹⁴別にみると、ポルトガル語が787人（58%）、スペイン語234人（17%）で、両言語で75%となっています。

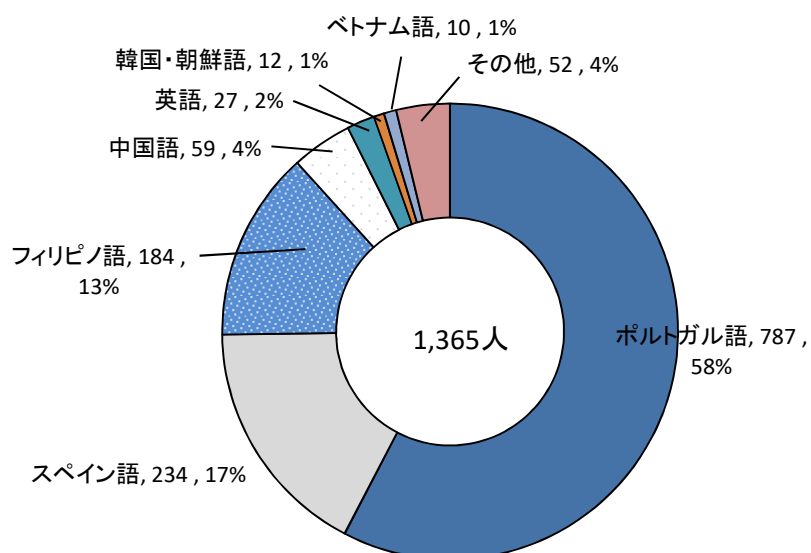
**表11 公立学校に在籍している日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校種別在籍状況
（日本国籍の児童生徒を含む）**

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合 計	
	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数
H24年(2012)	671	110	290	46	91	19	0	0	1,052	175
H26年(2014)	735	122	253	45	71	9	2	2	1,061	178
H28年(2016)	791	127	296	56	76	15	14	4	1,177	202
H30年(2018)	918	129	378	58	58	10	11	3	1,365	200

（出典）文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査¹¹」

（注）H24～30年各年5月1日現在

**図9 平成30年(2018年)日本語指導が必要な外国人児童生徒等の言語別在籍状況
（日本国籍の児童生徒を含む）**



（注）平成30年5月1日現在、

（出典）文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」

表12 日本語指導のための教員の加配・非常勤講師の派遣

		小学校	中学校	県立学校	備考
H27 年度 (2015)	加配教員	20	7	4	
	非常勤講師	53	21	－	
H28 年度 (2016)	加配教員	21	7	4	
	非常勤講師	50	21	－	
H29 年度 (2017)	加配教員	22	8	4	
	非常勤講師	46	20	－	
H30 年度 (2018)	加配教員	22	8	4	
	非常勤講師	46	21	－	

(出典) 滋賀県教育委員会事務局教職員課

＊非常勤講師の派遣基準

外国人児童生徒 2 人以上週 4 時間、5 人以上週 6 時間、10 人以上週 9 時間、30 人を超える場合左記に加え週 9 時間

表13 外国人児童生徒等支援員の派遣

	派遣数
H27 年度(2015)	小中学校 30 校 504 回、高校 21 校 50 回
H28 年度(2016)	小中学校 33 校 610 回、高校 18 校 40 回
H29 年度(2017)	小中学校 46 校 549 回、高校 15 校 46 回
H30 年度(2018)	小中学校 42 校 409 回、高校 16 校 50 回

(出典) 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課、高校教育課

表14 日本語能力と高等学校進学状況(外国人集住都市会議調査)

	進学(%)	就職等(%)	調査対象人数
日常会話不可	58.1	41.9	31
学習用語・表現不可	67.5	32.5	206
読み書きに課題	82.8	17.2	262
通常授業理解可能	92.1	7.9	493

(出典) 2012 年外国人集住都市会議調査

(注 1) 外国人生徒進学率 82.7%

(注 2) 韓国・朝鮮等の特別永住者を除く、「家庭内等で日本語以外の言語を使用している」または「日本語のネイティブスピーカーではない」ことを学校が把握しているニューカマーと呼ばれる外国人生徒(有効回答数: 1,010 人)

(注 3) 外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する自治体関係者が集まり、多文化共生への課題について考える会議です。

6 啓発等

- 災害時に、日本語での情報入手が難しい外国人を支援する災害時外国人サポーター制度の登録ボランティア数は、着実に増加しています。

表15 災害時外国人サポーター登録者数の推移

	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)
登録者数	82	97	102	111

(出典) (公財) 滋賀県国際協会

(注1) 各年度末現在

(注2) 災害時外国人サポーター：滋賀県および近畿・隣接府県で大規模な災害が発生した際に、被災地等で外国人支援のための活動を行う者を登録し、災害時の迅速かつ的確な外国人支援のため活動するボランティア。

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

1 滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

- (1) 県民一人ひとりが、地域社会の担い手として対等な関係を築くことを目指しながら、多様性を生かして活躍することで、地域の社会や経済が活性化しています。
 - ・国籍や民族などの違いにかかわらず、異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、地域社会の担い手として対等な関係を築くことを目指しながら、さまざまな活動に共に参加し、協力することにより、多様性を生かした新たな価値を創出し、地域がより一層活性化し、発展しています。
- (2) 互いの文化を尊重し、県民の異文化理解力や国際感覚が向上しています。
 - ・異なる文化について、お互いに理解を深め、尊重する、豊かな国際感覚を身につけた県民が増加しています。
- (3) すべての人が利用可能なユニバーサルデザイン¹⁵の地域づくりが進んでいます。
 - ・多文化共生の社会づくりの推進により、年齢、性別、国籍、文化、言語、能力などの違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいように、まちやもの、環境、サービスなどを創っていきこうというユニバーサルデザインの地域づくりが進んでいます。
- (4) 多様な主体と協働した地域づくりが進んでいます。
 - ・県民、地縁組織、NPOなどの市民活動団体、企業、大学、行政など多様な主体が協働することにより、それぞれの機能を発揮し合いながら多文化共生の地域づくりが進められています。
- (5) 県民の人権意識が高揚しています。
 - ・多文化共生施策を推進することにより、「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」などに規定されたすべての県民の人権意識が高揚しています。

2 基本目標と体系

(1) 基本目標

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す。

《多文化共生とは》

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(平成 18 年 (2006 年) 3 月 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)

(2) プランの体系

基 本 目 標			滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す。
行動目標	施策の方向		施 策 の 展 開
1 こころが通じる コミュニケーション 支援	(1)	地域における 情報の多言語化	① 多言語による行政・生活情報の提供 ② 外国人県民等のための相談窓口の設置、専門家の養成 ③ 「やさしい日本語」等の普及 ④ 多言語案内表示の普及 ⑤ さまざまな主体との連携による情報提供
	(2)	日本語および日本社会についての学習機 会の提供	① 日本語学習機会の提供 ② 日本語教育人材の育成 ③ 日本語教室への支援 ④ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
2 安心して暮らせる 生活支援	(3)	安心して暮らせる 居住支援	① 安心して暮らせる居住支援
	(4)	安心して利用 できる保健・医療 ・福祉体制の整備	① 多言語による社会保障等の情報提供 ② 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携 ③ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供 ④ 外国人患者の受入体制の整備
	(5)	災害時への対応	① 防災知識等の普及啓発 ② 防災訓練などへの参加促進 ③ 災害時外国人支援のための人材養成 ④ 災害多言語支援の中核的な支援拠点の設置 ⑤ 広域的な災害支援体制の構築
	(6)	生活安全における 支援の充実	① 地域安全対策の推進 ② 交通安全対策の推進
3 外国人材の活躍支 援	(7)	外国人材の受入れ と活躍の支援	① 外国人材受入サポートセンターによる支援 ② 適正雇用等に向けた啓発や助言 ③ 海外からの外国人材の受入れ支援 ④ 外国人留学生の県内企業等への就職支援 ⑤ 外国人県民等を対象とした職業訓練の機会の提供 ⑥ ハローワークや就労支援窓口における多言語対応 ⑦ 外国人材のニーズや受入れ状況の把握、関連施策の推進等
4 次世代を担う人材 の育成	(8)	教育環境の整備	① 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員の配置等 ② 外国人児童生徒等の受入体制の整備 ③ 外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換 ④ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修 ⑤ 児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進 ⑥ 外国人児童生徒等の進路支援への取組み ⑦ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進 ⑧ 外国人学校の法的地位の明確化の推進 ⑨ 外国人学校への体験学習支援 ⑩ 夜間中学設置に関する検討 ⑪ 外国につながる子どもをもち家庭・子どもの就学前の教育・保育の充実
5 活力ある多文化 共生の地域づくり	(9)	地域社会に 対する意識啓発	① 多文化共生の意識づくりに向けた啓発 ② 多文化共生意識を持った行政職員の育成 ③ 交流の場づくり
	(10)	多様性を生かした 活力ある地域づくり	① 社会活動への参加促進 ② 地域で活躍する外国人県民等の情報発信 ③ 多様性を生かした地域づくり

第4章 多文化共生施策の推進

1 各主体の役割

多文化共生施策は生活全般におよぶ幅広い分野にわたるため、多文化共生を着実に推進していくためには、さまざまな担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、かつ、連携・協働を積極的に図りながら取り組んでいく必要があります。

(1) 県民

日本人県民（以下の外国人県民等以外の県民をいいます。）および外国人県民等（国籍、民族にかかわらず、母語や文化、宗教、生活習慣など、日本以外の背景をもつ県民をいいます。）は、共に地域で暮らす県民として、お互いの違いを理解、尊重するとともに、交流を深め、多文化共生の地域づくりを推進することが求められています。

日本人県民は、自国の文化や習慣等を大切にしながら、外国の文化や生活習慣などの理解に努め、外国人県民等が地域社会の担い手として対等な仲間・パートナーであるという視点に立ち、外国人県民等との交流を深めることが期待されます。

外国人県民等は、地域社会で自立して円滑に生活していくために、日本語でコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得に努めるとともに、日本の文化、生活習慣や地域社会のルールについて学習することが期待されます。

(2) 自治会など

まちづくり協議会、自治振興会、自治会や町内会、区などは、住民にとって最も見近な地縁組織（以下「自治会など」という。）で、地域づくりにおける基礎的な組織です。

外国には自治会などの地縁組織がない国もあることから、外国人県民等に対し、自治会などの役割について理解を得るとともに、地域住民の自治会などへの加入を促進し、日本人住民も外国人住民等も共に地域づくりのパートナーとして、積極的に「交流活動」や「環境美化活動」、「防災・防犯活動」などに参加することが期待されます。

(3) 市民活動団体

多文化共生の取り組みは、NPO、ボランティア団体、任意団体などの市民活動団体や、学校法人、社会福祉法人、医療法人、一般財団法人、一般社団法人等様々な団体の活発な活動に支えられています。各団体がもつノウハウや情報、ネットワークなど、各団体の特色を生かし、地域のニーズを的確に把握しながら活動していくことが期待されます。

(4) 国際交流協会

国際交流協会は、行政と連携して、多言語情報の収集・提供、外国人県民等に対する相談事業、市民活動団体の活動支援、多文化共生に関する啓発活動、相互の交流事業など、

地域のニーズや課題を踏まえたきめ細かな取組の推進を図ることが期待されます。そして、県民と行政の橋渡し役となり、県民が主体となった多文化共生社会の推進の中心的な役割を期待されるとともに、さまざまな主体とのネットワークを構築することも求められます。

また、県域において国際交流の中核的な役割を担う（公財）滋賀県国際協会は、その専門性とコーディネート機能を強化し、県民、市民活動団体、市町などが活動しやすい環境整備に努めることも期待されます。

（５）大学など

大学など高等教育機関には、教員や留学生による住民への多文化共生や国際理解教育の推進・啓発、学生によるボランティア活動など、地域の多文化共生推進の取組への参画が期待されています。

また、留学生や外国籍学生、留学経験がある学生などのグローバル人材の就職支援などの地域定着について、関係団体などと連携した積極的な取組が期待されます。

さらに、多文化共生を推進していく人材の育成や教員の養成課程における多文化共生に関するカリキュラムの充実、研究機能を活かした地域貢献も期待されます。

（６）企業

企業は、外国人労働者を雇用する場合も、労働、社会保険、租税関係法令を遵守しなければならないことはいふまでもありません。

さらに、新たな在留資格である「特定技能」外国人を雇用する企業は、改正入管法に基づき、１年以内に非自発的離職者や行方不明者が発生していないことなどの要件が課されます。また、報酬額が日本人と同等の雇用契約を結ぶ必要があることに加え、①生活オリエンテーション、②生活のための日本語習得の支援、③外国人からの相談・苦情対応、④外国人と日本人との交流の促進に係る支援、⑤転職支援等の各種支援を実施することなどが義務付けられています。

企業には、市町や地域の支援団体と連携し、企業活動の一端を担う貴重な人材として外国人労働者の活躍を責任をもって支えていくことが求められています。

（７）市町

市町は、外国人県民等に対して、より身近な住民サービスを提供する基礎自治体です。教育、住宅、防災、社会保障など日常生活に関する分野の行政サービスを向上させるとともに、提供される行政サービスや、税金・社会保険料の納付など履行しなければならない義務などに関する情報を多言語で提供することが求められます。

一方、日本人県民に対しても多文化共生に関する啓発や交流促進の場づくりなどの取組を推進していくことが期待されます。

県と役割を分担しながら、できる限り早期に多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域の実情にあわせて多文化共生の地域づくりを推進していくことが期待されます。

（８）県

県は、市町と同様に、教育、住宅、防災、社会保障など日常生活に関する分野の行政サービスを向上させるとともに、提供される行政サービスや、税金・社会保険料の納付など履行しなければならない義務などに関する情報を多言語で提供することが求められます。

また、市町を包括する広域の地方自治体として、広域的な課題への対応、市町レベルでは対応が困難な分野の補完、先導的な取組、さまざまな主体が連携して取り組むことができる仕組みづくりなどを推進します。

施策の推進に当たっては、庁内関係部局が連携を図りながら実施していくとともに、国、市町、県・市町国際交流協会、市民活動団体、企業などとの連携・協働も積極的に図ります。

なお、国の外国人受入方針の明確化や法制度などの整備は、多文化共生を推進する上での基本的な前提となるため、国の制度にかかわるものは、国に対して見直しや改善を積極的に提言します。

（９）国

国は、外国人の出入国在留管理をはじめとした諸制度が、国の所管であることから、中長期的な視点に立った、外国人全般の受入方針および外国人住民が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定し、実施することが求められます。

特に、外国人の定住化の進展が予想されることから、日本社会に適応し生活していくために最低限必要となる日本語によるコミュニケーション能力の習得や日本社会に関する学習を促すための施策、さまざまな背景をもった外国につながりをもつ児童生徒などが円滑に就学できるよう持続可能な新たな仕組みづくりなどが求められています。

２ 推進体制など

（１）滋賀県入管法改正に係る庁内対応検討チーム

県では、平成 31 年（2019 年）1 月に設置した、外国人材の確保と、多文化共生の更なる推進に係る全庁的な検討体制を活用し、関係部局と横断的な連絡調整を行いながら、各部局との連携がより図られる体制のもと、施策を推進します。

（２）広域的な連携

県では、外国人県民等との共生について、近畿 2 府 4 県で構成する「都道府県国際交流推進協議会近畿ブロック」や、南米出身の日系人を中心としたニューカマーと呼ばれる人々が多く暮らす愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県と名古屋市との 7 県 1 市で設立した「多文化共生推進協議会」に参画し、活動を行っています。

引き続き共通の課題などについて議論を深め、必要な法制度の制定や改正などについて働きかけを行うなど、国に対する提言活動を積極的に行います。

3 プランの進行管理

多文化共生の社会づくりに向けて各種施策を円滑に実施するため、毎年度、県の実施する事業の進捗状況をまとめ、公表します。プランの進捗状況については、定期的に有識者や外国人県民等から意見を聴取する機会を設け、報告・点検・評価を行います。

第5章 多文化共生施策の展開

行動目標1 こころが通じるコミュニケーション支援

外国人県民等が、生活に必要な情報を入手でき、地域社会で円滑なコミュニケーションを図れるよう支援します。

《成果指標》

指標	基準 (2018 年度)	目標 (2024 年度)
(公財)滋賀県国際協会 HP ページユーザー数 (外国語による)	4,199 件	10,000 件
日本語教育の推進に係る計画策定	未策定	策定済



(1) 地域における情報の多言語化

◆現状と課題◆

外国人県民等は、言葉の問題から、地域住民とのコミュニケーションが図れず、生活に必要な知識や情報を得られない場合があります。そのため、必要な行政サービスを受けられなかったり、住民としての義務を果たせなかったりする状況も見られます。

県や市町では、印刷物やホームページなどを通じ多言語での情報発信に努めています。本県には、令和元年（2019 年）末で 32,995 人、108 カ国 1 地域出身の外国人が生活していますが、今後は、言語ニーズの多様化が進み、また、滞在期間の長期化・定住化により日本語がある程度理解できる外国人県民等が増えることが予想されることから、多言語での情報提供に加え、「やさしい日本語¹⁶」の活用や漢字にふりがなを付けることなどの検討も必要です。

また、滞在の長期化・定住化の進展に伴い、外国人県民等が抱える問題は、言葉や制度の違いにより生じる特有の生活・教育・労働などの相談から、子育てに関する悩みや消費生活のトラブルなど多岐にわたり、複雑化しています。相談窓口は、出入国在留管理局や労働基準監督署、家庭裁判所、学校、福祉事務所など専門の関係機関に繋ぎ、相談に対応するケースもあります。通訳・相談員は、このような幅広い問題に対応できる専門的な技術や知識が求められ、関係機関と連携した幅広い支援体制が必要となっています。

一方、余暇を楽しむ施設や家族で遊べる場所、地域のイベントなどレクリエーションに関する情報を外国人県民等に提供することで、滋賀を楽しむ生活を送ることができ、地域への親しみが深くなることにも繋がります。

◆施策の方向◆

- 外国人県民等の生活に必要な情報や、外国人県民等に周知する必要があると考えられる情報をはじめ、レクリエーションに関する情報など、外国人県民等のニーズを踏まえ、多言語や「やさしい日本語」、漢字にふりがなを付けるなど、理解しやすい表記による提供を推進します。
- 外国語による対応ができるよう、通訳・相談員の配置を進めるとともに、多様化・専門化する相談に対応できるよう研修を行い、資質の向上に努めます。
- 多様なメディア媒体を活用するなど、さまざまな主体と連携し、効果的な情報提供に努めます。

◆施策・取組◆

① 多言語による行政・生活情報の提供

○ 多言語による行政・生活情報の提供

県は、各課において外国語ややさしい日本語での情報提供に努めます。また、(公財)滋賀県国際協会は、ボランティアと協働し、多言語情報紙の発行を行うとともに、ホームページやSNSを通じて情報提供を行います。また、相談窓口や多様なメディア媒体などを活用し、効果的な情報提供に努めます。

② 外国人県民等のための相談窓口の設置、専門家の養成

○ 外国人県民等のための相談窓口の設置、専門家の養成

外国語が話せる相談員や通訳を配置し、外国人県民等のための相談窓口を設置します。また、市町などで外国人県民等の相談や通訳を担当する職員を対象に、研修会を開催し、人材育成を図るとともに、相談業務の連携を推進します。

③ 「やさしい日本語」等の普及

○ 「やさしい日本語」等の普及

「やさしい日本語」の活用や漢字へふりがなを付けるなど、外国人県民等にも理解しやすい日本語の表現について、市町と連携し、自治体職員や関係者等に対する普及を推進します。

④ 多言語案内表示の普及

○ 多言語案内表示の普及

外国語による案内表示や絵文字で示すピクトグラムなどを活用した案内表示の多言語化の普及に努めます。

⑤ さまざまな主体との連携による情報提供

○ さまざまな主体との連携による情報提供

行政や国際交流協会、市民活動団体、外国人県民等のコミュニティなどと連携して、外国人県民等への情報提供の充実に努めます。



(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

◆現状と課題◆

外国人県民等が、地域社会の構成員として共に生活していくためには、日本語でコミュニケーションを図ることができるよう日本語の習得に努めるとともに、日本の文化や慣習などについて理解を深めることが必要です。

多くの外国人県民等が、日本語や日本社会などについて、地域の日本語教室で学んでいます。日本語教室は、外国人県民等の日本語学習などの支援を行う機関であると同時に、外国人県民等にとっての安心できる居場所、生活に必要な情報を収集する場でもあります。そして、日本語教室で学習する外国人県民等と地域コミュニティとをつなぐ、架け橋的な役割も果たしています。

一方、日本語学習支援者等にとっても、日本語教室は、外国人県民等から、直接、異文化や外国語などを学び、交流を深める機会ともなっています。

日本語教室は、ボランティアが運営の中心となり、市町や国際交流協会、市民活動団体などが、外国人県民等に対し日本語学習の機会を提供していますが、日本語教育人材の確保や育成、学習者の非定着など様々な悩みや課題もあります。

学習者の国籍等は、ブラジル、ペルー、中国、韓国に加え、近年は、ベトナム、インドネシアなどアジアからの外国人技能実習生が増加しています。

◆施策の方向◆

- 外国人県民等に対し、日本語や日本社会について学習する必要性への理解を促進し、自発的に学習するよう啓発するとともに、身近な場所で日本語や日本社会などについて学べるよう、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、ボランティアなどが連携して、学習機会の提供に努めます。
- 日本語教室の開催や日本語学習に関する情報を幅広く提供します。
- 県や市町は、地域の日本語教室への情報提供や、また、日本語教室から外国人県民等のニーズを収集するなどの連携を推進します。
- 地域日本語教育の実態を調査し、県、市町、国際交流協会、企業、大学等との連携の下、地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進します。

◆施策・取組◆

① 日本語学習機会の提供
○ 日本語学習機会の提供 市町や関係機関、市民活動団体などと連携しながら、学習者のニーズに応じた日本語学習機会の提供に努めます。 ○ 日本語学習に関する情報提供 外国人県民等に対し、日本語や日本社会について学べるよう、多言語情報紙や（公財）滋賀県国際協会ホームページ等を通じ、日本語教室の開催情報などの情報を提供します。
② 日本語教育人材の育成
○ 日本語学習支援者確保の取組支援 日本語学習支援者向けの日本語指導者養成講座を行う（公財）滋賀県国際協会や日本語教室を開催する市民活動団体などの取組を支援します。
③ 日本語教室への支援
○ 日本語教室への情報提供 （公財）滋賀県国際協会と連携し、助成制度や先進事例などの情報提供に努め、日本語教育に関する情報提供を行い、日本語教室の立ち上げや運営を支援します。 ○ 市町が実施する日本語教室運営に対する支援 自治振興交付金により、日本語学習および教材整備に係る経費を補助します。
④ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
○ 地域日本語教育の実態調査 地域における日本語教育実施の現状や実施体制、学習者等のニーズを調査します。 ○ 地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた検討および計画策定 地域における日本語教育の実態調査を踏まえ、市町、国際交流協会、企業、大学等と連携した日本語教育の実施について検討を進め、推進計画の策定に取り組みます。 ○ 日本語教室と関係機関との連携 市町や関係機関と連携し、地域の日本語教室への情報提供や、また、日本語教室から外国人県民等のニーズを収集するなどの連携を推進します。

行動目標2 安心して暮らせる生活支援

誰もが安全・安心に生活できる環境を整備します。

《成果指標》

指標	現状 (2018 年度)	目標 (2024 年度)
セーフティネット住宅の 登録件数	200 件 (R1 年 10 月末)	857 件
外国人患者受入拠点 的医療機関数	0 機関	14 機関
災害時外国人サポータ ー登録人数	111 人	140 人
外国人学校・警察ネッ トワーク会議開催数	11 回	17 回



(1) 安心して暮らせる居住支援

◆現状と課題◆

外国人県民等が民間賃貸住宅へ入居する際には、外国人であること等を理由に入居を拒否されたりする事例があります。

◆施策の方向◆

- 外国人県民等の賃貸住宅などへの入居の円滑化を推進するため、不動産関係者や支援団体などと連携して、入居支援を行います。

◆施策・取組◆

① 安心して暮らせる居住支援

○ 滋賀あんしん賃貸支援事業

賃貸住宅への入居の制限を受けやすい外国人県民等の入居の円滑化と、賃貸人・賃借人双方が安心できる賃貸借関係の構築を支援するため、市町や協力店(仲介事業者等)、支援団体と連携して、入居に関するサポートを行います。

○ 滋賀県営住宅指定管理者による多言語での窓口対応

県営住宅への外国人県民等の入居手続きや入居者からの相談に対応するため、多言語で対応ができる専用ダイヤルを設け、通訳員によるサポートを行います。



(2)安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

◆現状と課題◆

外国人県民等は、地域で受けることができる保健・福祉サービス、年金や健康保険などについて、日本語での理解力の不足や母国との制度の違いから、十分に理解しにくいという課題があります。その結果、保健・福祉サービスを受けていなかったり、年金や健康保険などの未加入等の問題もあります。

子育てについては、言葉や制度、子育て観の違いなど、母国と違う環境で様々な悩みやストレスを抱えています。家族や同国出身者、日本人の知人、行政などのサポートや情報提供はあるものの、母子保健サービスや子育て支援などの情報にアクセスできず、制度を利用できていない場合があります。また、必要とされる相談窓口の情報提供や、これらの相談窓口と外国人相談窓口との連携も必要とされています。

医療については、日本語の理解が十分でない外国人県民等が、外国語で診療を受けることができる医療機関に関する情報は、ホームページなどを通じて情報提供されていますが、そのような医療機関は限られているのが現状です。

また、外国人学校の児童生徒を対象とした健康診断が、地域の医療機関などの社会貢献活動として取り組まれているケースもあります。

今後、外国人県民等の滞在期間の長期化・定住化がさらに進むと予想され、病気にならないための生活習慣病予防や健康診断などの健康・保健の普及啓発、また、高齢者や障害者などに対する福祉に関する情報提供が必要になると考えられます。

◆施策の方向◆

- 外国人県民等も安心して生活を送ることができるよう、医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する多言語での情報提供に努めます。
- 外国人県民等が地域社会から孤立しないよう、相談・支援における福祉事務所や社会福祉協議会などの福祉関係者との連携を推進します。

◆施策・取組◆

① 多言語による社会保障等の情報提供

○ 多言語による社会保障等の情報提供

外国人相談窓口を通じ、社会保障等に関する情報提供や相談に応じます。また、国や市町、関係機関と連携し、社会保障等の情報提供に努めます。

② 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携

○ 保健・医療・福祉関係の相談窓口との連携

外国人相談窓口と保健・医療・福祉関係の専門の相談窓口と連携を促進するとともに、感染症等の相談窓口やDV¹⁷・子ども相談窓口では、必要に応じ、通訳を雇用するなどし、外国人の相談に多言語で対応できるよう体制の整備に努めます。

○ 福祉関係者への多文化共生の意識づくりの啓発

市町や社会福祉協議会などと連携し、福祉関係者や民生委員・児童委員などに多文化共生の意識づくりの普及啓発に努めます。

③ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供

○ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供

外国語で対応が可能な県内の病院・診療所・歯科診療所について、救急医療情報システム「医療ネット滋賀」や（公財）滋賀県国際協会のホームページを通じて情報提供します。

④ 外国人患者の受入体制の整備

○ 医療機関における多言語対応

外国人患者を受入れる拠点的な医療機関を全ての圏域から選出し、拠点的な医療機関に対し、情報提供等による支援を行います。

(3)災害時への対応



◆現状と課題◆

外国人県民等の中には、地震や台風などの自然災害の被災経験が少ないことから、防災に対する意識が低く、防災訓練への参加や緊急時への備えが十分ではない人が少なくありません。

また、災害時には、言語や文化、慣習等の違いから、必要な情報の入手や避難所生活などにおいて、様々な困難に直面することが予想されます。

外国からの観光客についても、同様の課題が生じることが予想されることから、関係機関との連携の下、被害の状況や避難所への誘導等、必要な情報を確実に伝達できる取組が必要です。

このため、防災知識の普及・啓発や関係機関の連絡体制の整備、災害時の情報提供のほか、避難所生活での異文化対応や生活再建支援制度の周知など、外国人県民等を対象とした災害対策が求められます。

一方、これまで外国人県民等に対しては「自助」の視点での啓発が中心でしたが、今後は、地域防災の強化のため、「共助」の担い手としての視点も加え、啓発や地域の防災訓練を行うことが求められています。

◆施策の方向◆

- 災害時など緊急時において外国人県民等や外国からの観光客へ効果的な対応ができるよう、地域防災計画にこれらに係る対策について定めるとともに、計画に基づく支援対策を実施します。
- 平時から外国人県民等に対して、「自助」に加え、「共助」の担い手の視点も踏まえ、防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、市町や自治会などとも連携し、地域における防災訓練への外国人県民等の参加を促進します。
- 災害時には、県は、(公財) 滋賀県国際協会と連携し、広域的な災害情報の発信や電話での相談対応に努めます。また、ボランティアと協力しながら、被災地の外国人県民等の支援を行います。
- 平時から災害ボランティアセンターなどの関係機関とのネットワークを構築し、災害時の外国人県民等への支援体制の整備を促進するとともに、災害時外国人サポーター養成講座を開催するなど人材育成を行います。

◆施策・取組◆

① 防災知識等の普及啓発
○ 外国人県民等への防災普及啓発の推進 外国人県民等に対して、市町など関係団体と連携し、多言語による防災情報を提供するなど、平時から防災に関する基本的な知識の普及・啓発を推進します。
○ 地域住民に対する災害時の外国人県民等の支援についての意識啓発 災害時に地域において、外国人県民等が孤立することなく、円滑に避難所生活が送れるよう、平時から地域における顔の見える関係づくりの推進や地域住民に対する啓発に努めます。
② 防災訓練などへの参加促進
○ 防災訓練などへの参加促進 外国人県民等の集住地域コミュニティや外国人労働者が多く就業する企業に対し、市町や自治会、防災関係機関などと連携して、防災訓練への参加を働きかけ、防災意識を高めたり、災害に対する不安を解消したりすることに努めます。
③ 災害時外国人支援のための人材養成
○ 災害時外国人サポーター（ボランティア）養成講座の開催 県は（公財）滋賀県国際協会と連携し、災害発生時に外国人県民等を支援するボランティアの養成を行い、災害時支援体制の充実に努めます。
○ 「やさしい日本語」の普及 地震などの災害が起きた際に、外国人県民等に適切に情報が伝えられるよう、「やさしい日本語」の普及に努めます。
④ 災害多言語支援の中核的な支援拠点の設置
○ 災害多言語支援の中核的な支援拠点の設置 大規模地震などの災害発生時には、県は市町行政と連携して、外国人県民の被災状況の把握に努めます。また、（公財）滋賀県国際協会がボランティアなど関係者と連携し、災害多言語支援の中核的な支援拠点を設置し、市町、市町国際交流協会が、多言語による情報提供や相談対応などを行う「災害多言語支援センター」を開設することなどを支援します。また、市町等からの要請に応じて、情報の多言語化等を支援し、外国人県民等の災害に対する不安を解消できるよう努めます。
⑤ 広域的な災害支援体制の構築
○ 県内外の災害支援体制の構築 大規模災害が発生すると、被災地以外の地域からの多数のボランティアが必要となることなどから、県内市町や（公財）滋賀県国際協会等と連携し、災害時外国人サポーター制度を充実させるとともに、近畿地域国際化協会等県外の関係機関等との災害時外国人支援に係る広域的なボランティア・ネットワークを構築します。

(4)生活安全における支援の充実



◆現状と課題◆

外国人県民等は、地域社会で生活している中で、事故や犯罪の当事者（「加害者および被害者」）となることもあります。

また、外国人県民等による交通事故については、その発生原因としては、交通関係法規の違いや、日本語の理解が不十分であることによる道路標識の理解不足などが考えられます。

言語や法律、習慣などの違いにより、外国人県民等が事故や犯罪の当事者となる事件をなくすため、警察による啓発活動や違法行為の取締りに加え、自治体、企業、地域社会が連携し、事故や犯罪の実態に応じた地域安全活動が求められています。

◆施策の方向◆

- 外国人県民等が文化や生活習慣などの違いを乗り越え、日本社会の中で共に安全で安心して暮らすためのルールを理解してもらい、事故や犯罪の当事者にならないための啓発活動を、外国人が就業する企業や外国人県民等などと連携しながら推進します。
- 外国人県民等が交通事故の当事者にならないよう、多言語による交通安全情報の提供や交通安全教育の実施など、その取組を推進します。

◆施策・取組◆

① 地域安全対策の推進

○ 地域における防犯活動の推進

地域の安全安心のため、外国人県民等との協働による各種防犯活動を推進します。

○ 外国人少年の健全育成

外国人少年補導員を委嘱し、外国人県民等の少年の健全育成・非行防止活動を行うとともに、外国人学校や公立学校等を訪問し啓発活動を行います。

○ 外国人学校との連携による防犯・交通安全啓発の実施

日本の学校と同様に、外国人学校と連携し、防犯・交通安全教室などを開催し、外国人児童生徒等が安全に、そして犯罪に巻き込まれないよう指導を行います。

○ 防犯・交通安全啓発の実施

外国人労働者や留学生、技能実習生が、安全に安心して生活を送れるよう、また、犯罪に巻き込まれないよう、外国人労働者等が就業する企業や外国人技能実習制度における監理団体、大学、国際交流協会等と連携して、防犯・交通安全啓発を実施します。

○ コミュニティ FM¹⁸放送を活用した生活安全広報の実施

コミュニティ FM 放送と連携し、ポルトガル語による生活安全情報を提供します。

② 交通安全対策の推進

○ 交通安全啓発の実施 *再掲

外国人労働者や留学生、技能実習生が、安全に安心して生活を送れるよう、また、犯罪に巻き込まれないよう、外国人が就業する企業や外国人技能実習制度における監理団体、大学、国際交流協会等と連携して、交通安全啓発を実施します。

○ 多言語による運転免許学科試験等の実施

受験者数の多い英語、ポルトガル語、中国語による運転免許学科試験を実施するとともに、多言語による資料を活用し、交通安全教育についても実施します。

行動目標3 外国人材の活躍支援

地域経済や社会を支える貴重な人材として、外国人材を円滑かつ適正に受入れるとともに、多様な外国人材の活躍を支援します。

《成果指標》

指標	現状 (2018 年度)	目標 (2024 年度)
外国人材受入サポート センター支援件数	—	500 件
定住外国人向け職業 訓練コース修了者等の 就職率	81%	81%



(1)外国人材の受入れと活躍の支援

◆現状と課題◆

本県の生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少傾向に転じる一方で、県内の有効求人倍率は高水準で推移しており、県内企業・事業所の人材不足は深刻な状況です。

こうした中、外国人労働者数はこの5年間で約 1.7 倍に増加し、令和元年（2019 年）10 月末現在で 2 万人を超え、過去最高になっています。平成 31 年（2019 年）4 月からは新たな在留資格「特定技能」外国人の受入れも始まり、本県産業の担い手として外国人材の活躍に対する期待が高まっています。

これまで、職業能力や日本語能力が不足する外国人労働者は、なかなか職場に定着できず、転職を繰り返したり、失業が長期化したりするなどの傾向がありました。また、健康保険等の社会保険の未加入や、受入れ企業での不適切な賃金の支払いなど、関係法令が遵守されていない場合もあるなど、適正な受入れ環境の整備という観点では、多くの課題が指摘されています。

これからは、県内企業等において円滑かつ適正な受入れが行われることで、地域経済を支える貴重な人材として、外国人材が活躍できるように支援していく必要があります。

また、本県には多くの大学・短期大学、専門学校等が立地し、多数の外国人留学生が在籍しています。しかし、日本学生支援機構の「私費外国人留学生生活実態調査」によると、日本国内の留学生のうち、7 割が日本での就職を希望しているものの、実際には 3 割しか就職していない状況です。このため、国では、外国人留学生の就職率を 5 割に引き上げる方針を示しており、本県でも、より多くの外国人留学生が県内企業等に就職し、本県で学び培った能力や技術を発揮して活躍できるようにしていく必要があります。

◆施策の方向◆

- 大阪出入国在留管理局や滋賀労働局、外国人技能実習機構、監理団体、登録支援機関、県内外の大学などの関係機関・団体等と連携し、新たな在留資格「特定技能」外国人をはじめ、技能実習生や外国人留学生、定住外国人など、外国人材の採用や定着に関する情報を収集し、企業等へ提供します。
- 外国人材の採用にあたっては、適正雇用はもとより、海外等での受入れ、受入れ後の地域生活、就労に必要な技術や日本語の習得の支援、受入れ環境の整備など、雇用主である企業等が主体的に行う必要があることについて、関係機関・団体等と連携しながら啓発や助言を行います。
- 海外の政府機関等と連携し、県内企業等が現地の人材を採用する機会の提供などに努めるとともに、大都市圏等に外国人材が流出しないよう、労働局やハローワーク等と連携し、外国人材に対する多言語での就労相談や職業紹介等を行います。
- 外国人県民等が、その能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国人県民等を対象とした職業能力開発の機会の提供に努めます。
- 庁内の関係所属が連携し、介護や建設業、製造業、農業等、人材不足が深刻な業種・分野における外国人材のニーズや受入れの状況等の実態把握や関連施策の推進を図ります。

◆施策・取組◆

① 外国人材受入サポートセンターによる支援
○ 外国人材受入サポートセンターによる支援 県内企業等が外国人材を円滑かつ適正に受入れることができるよう、行政書士などの専門的なノウハウを有するアドバイザーによる訪問相談や出張相談会、セミナーの開催などを通じて、積極的に企業等の現場に出向き、実情に応じたきめ細かな支援を行います。
② 適正雇用等に向けた啓発や助言
○ 適正雇用等に向けた啓発や助言 県内企業や経済団体等に対し、滋賀労働局や労働基準監督署等の国機関や市町、関係団体などと連携し、さまざまな機会を活用し、外国人労働者の適正雇用に関する助言や啓発を行います。
③ 海外からの外国人材の受入れ支援
○ 海外からの外国人材の受入れ支援 海外の政府機関や大学、送り出し機関等と連携し、外国人材と県内企業等とのマッチングを支援します。

④ 外国人留学生の県内企業等への就職支援

○ 外国人留学生の県内企業等への就職支援

日本での就職を希望する留学生等と県内企業等とのマッチングを支援します。

⑤ 外国人県民等を対象とした職業訓練の機会の提供

○ 外国人県民等を対象とした職業訓練の機会の提供

社会状況やニーズを踏まえ、就労制限のない外国人県民等を対象とした職業訓練の機会の提供を行います。

⑥ ハローワークや就労支援窓口における多言語対応

○ ハローワークや就労支援窓口における多言語対応

各ハローワークをはじめ、「しがヤングジョブパーク」「シニアジョブステーション滋賀」「滋賀マザーズジョブステーション」といった就労支援窓口において、外国人県民等の求職者に対する労働関係の情報提供に多言語で対応できるよう努めます。

⑦ 外国人材のニーズや受入れ状況の把握、関連施策の推進等

○ 外国人材のニーズや受入れ状況の把握、関連施策の推進等

滋賀県入管法改正に係る対応検討チーム人材確保部会を活用し、庁内の関係所属が連携しながら、県内企業等における外国人材のニーズや受入れ状況の実態把握に努めるとともに、関連施策を推進します。

行動目標4 次世代を担う人材の育成

子ども一人ひとりの個性を大切に、未来を拓く心豊かでたくましい人づくりに取り組みます。

《成果指標》

指標	現状 (2018 年度)	目標 (2024 年度)
国際理解出前講座 実施回数	年間 35 回	年間 50 回
不就学外国人児童生 徒数(人)	0 人	0 人
日本語指導等特別な 指導を受けている児童 生徒のうち、「特別の 教育課程」による指導 等を受けている児童生 徒の割合	67%	100%



(1)教育環境の整備

◆現状と課題◆

地域の国際化の進展により、県内の日本国籍を含む日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒等の人数は、平成 30 年（2018 年）5 月 1 日現在、1,365 人と増加傾向にあります。

（「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（文部科学省）」）。これらを含め、県内の学校には、国籍、民族はもとより、母語や文化、宗教、生活習慣など、日本以外の背景をもつ児童生徒が在籍しています。

これら外国人児童生徒等は、日本語が十分理解できないため、学校になじめないことや学習意欲の低下等につながることがあります。また、日常会話ができて、学年相当の学習言語力（学習に必要な言語能力）が不足し、学習活動への参加に支障が生じていることもあります。このことは、高等学校等への進学などの将来の進路にも大きく影響していると考えられます。未来を担う外国人児童生徒等への将来を見据えた進路や日本の社会システム全般についての教育にも配慮が必要とされています。

学校生活においては、外国人児童生徒等は文化や生活習慣の違いなどから受けるカルチャーショックや日本語という不慣れな言葉などからも多くのストレスを感じていることもあり、孤立することなく、日本の学校に適応できるよう、きめ細かな受入れ体制が求めら

れています。

また、外国人児童生徒等は、自らの背景となる文化を継承する母語と日本語という二つの言語の維持・習得が必要です。母語が発達することにより、思考力が育まれ、第二言語（日本語）の学習の伸びも早く、学習言語の習得につながります。しかし、日本で育った外国人児童生徒等の中には、母語も日本語も十分に理解できないことがあり、自らのアイデンティティ¹⁹の確立や自尊感情の育成あるいは家族との意思疎通などに課題を抱えています。

一方で、すべての児童生徒は、国際社会に生きる人間として、多様な文化に対する理解を深め、異なる文化をもつ人々とともに協調して生きていくことができるよう多文化共生の理念を理解し、行動することが求められます。

国は、外国人住民が子どもを公立の義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合には、無償で受入れ、教科書の無償給付や就学援助を含め、日本人と同様に教育を受ける機会を保障することとしています。しかしながら、全国的には、経済的な問題や保護者が日本語を理解していないことによる情報不足など様々な理由で、学齢期にありながら就学していない子どももいます。

◆施策の方向◆

- 外国人児童生徒等に対するきめ細かな日本語指導や学校生活への適応指導を実施するほか、母語による学習サポートなどを行います。
- 外国人児童生徒等を担当する教員などを対象に日本語指導や適応指導、多文化共生などに関する研修の充実や、国際的な視野を広げるための海外派遣制度の活用などにより外国人児童生徒等教育への指導力の向上を図り、すべての児童生徒の国際感覚の醸成と多文化共生社会に対応する国際理解教育を推進する人材の育成に努めます。
- 高等学校における教育を受ける機会を促進するため、進路ガイダンスや高等学校進学のための多言語冊子を活用するなどし、外国人児童生徒等やその保護者に対し、進学のための情報提供を行います。
- 不就学を解消するため、学校での受入体制の整備や不就学の子どもやその保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行うなど、就学に向けた取組を推進します。
- 外国人学校の法的地位の明確化のため、教育環境等の一定の基準を満たしているものについては、各種学校への移行や学校法人化等を促進します。
- 外国人児童生徒等は、学校のみでなく、家庭や地域の様々な場面で学び、育っています。学習をより充実させ、学校や家庭、地域社会で見守るため、外国人児童生徒等を対象とした日本語指導や学習支援、母語教育、居場所づくりなどに取り組む国際交流協会や市民活動団体などを支援し、学校教育との連携を推進します。

◆施策・取組◆

① 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員 ²⁰ の配置等
○ 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員の配置や非常勤講師の派遣 外国人児童生徒等への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小中学校および県立学校に対して加配教員の配置や非常勤講師の派遣を行います。 ○ 外国人児童生徒等支援員の派遣 外国人児童生徒等の母語と日本語の両方に堪能な外国人児童生徒等支援員を必要に応じて派遣し、児童生徒やその保護者等との円滑なコミュニケーションが図れるよう支援します。
② 外国人児童生徒等の受入体制の整備
○ 外国人児童生徒等の受入体制の整備 文部科学省の「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を活用するなどし、外国人県民等が集住する地域における外国人児童生徒等の小中学校への円滑な受入れを推進します。 ○ 「特別の教育課程」による日本語指導 日本語指導が必要な児童生徒が安心して学習活動に参加し、生活ができるように、個々の日本語能力や学校生活への適応状況を踏まえ、個別の指導計画の作成や日本語能力測定方法（DLA）を活用し、きめ細かな指導を進めます。
③ 外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換
○ 外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換 外国人児童生徒等を担当する教員などを対象に、日本語指導や適応指導における現状と課題、指導のあり方等についての情報交換を行います。

④ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修

○ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修

小中学校管理者や帰国・外国人児童生徒教育担当者、市町教育委員会関係者などを対象に、外国人児童生徒等の教育や就学に係る連絡協議を行う「帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会」において、教育や就学に関する研修などを実施し、教員の資質向上に努めます。

○ 多文化共生社会に対応する国際理解教育の研修

県総合教育センターなどの各種教員研修において、(公財)滋賀県国際協会と連携し、多文化共生社会に対応する国際理解教育に関する研修の充実を図り、教員の資質向上に努めます。また、(独)国際協力機構などが実施する海外派遣制度を活用するなどにより、国際的な視野を広げ、外国人児童生徒等の母国の言語や生活などの異文化理解の促進を図り、教員の資質向上に努めます。

⑤ 児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進

○ 児童生徒への国際理解教育の推進

多文化共生社会に対応する国際理解教育を推進し、児童生徒の国際感覚や異文化理解力の向上に努めます。

○ 出前講座、講師の派遣

(公財)滋賀県国際協会などと連携し、学校での多文化共生や国際理解教育を支援するため、出前講座の実施や講師の派遣を行います。

⑥ 外国人児童生徒等の進路支援への取り組み

○ 進路ガイダンスの開催支援

外国人児童生徒等やその保護者を対象に、日本の教育制度への理解を深めるため、高等学校進学のための進路ガイダンスの開催を支援するとともに、市町や関係団体などとの連携を促進します。

○ 高等学校進学を支援するための多言語資料の作成

県立高等学校の特色を多言語で紹介した冊子「夢の設計図」を作成し、高等学校進学のための情報提供を行います。

⑦ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進
○ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進 地域で開催される外国人児童生徒等を対象とした日本語指導や学習支援、母語教育などの市民活動を推進するため、(公財) 滋賀県国際協会などと連携し、助成制度等に関する情報提供や先進的な取組についての情報発信を行います。 また、支援に取り組む市民活動団体と情報交換を行い、学校教育との連携に努めます。
⑧ 外国人学校の法的地位の明確化の推進
○ 外国人学校の法的地位の明確化の推進 外国人学校の法的地位の明確化のため、教育環境等の一定の基準を満たしているものについては、各種学校への移行や学校法人化等を促進します。
⑨ 外国人学校への体験学習支援
○ 外国人学校への体験学習支援 外国人学校の子どもの対象に、琵琶湖を中心とした滋賀県の地理・歴史・自然等についての学習を深め、また、社会性を身に付ける機会の提供に努めます。
⑩ 夜間中学設置に関する検討
○ ニーズ調査の実施 県内の関係機関や個人を対象にアンケート調査をおこない、夜間中学のニーズについてより正確な状況を把握することで、外国人児童生徒等が等しく学べる環境を整備するよう努めます。
⑪ 外国につながりをもつ家庭・子どもの就学前の教育・保育の充実
○ 各家庭の状況に応じた個別の支援の充実 外国につながりをもつ子どもを多く受入れている保育所等において、保育士等の追加配置や通訳等を活用し外国につながりをもつ家庭とのコミュニケーションの円滑化を図るなど、外国につながりをもつ子どもが安心して過ごすことのできる環境を整備するとともに、各家庭の状況に応じた個別の支援の充実を図ります。 ○ 保育の充実や質の向上に向けた指導・助言 外国につながりをもつ子どもを多く受入れている認可外保育施設に対して、保育内容の充実や質の向上に向けた指導・助言を実施します。 ○ 外国につながりをもつ子ども等の切れ目のない支援 認定こども園、保育所および幼稚園等において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針および幼稚園教育要領に基づき、外国につながりをもつ子ども等の受入れや保護者への配慮、就学に際しての教育・保育から小学校教育への円滑な接続等に関する切れ目のない支援を行います。

行動目標5 活力ある多文化共生の地域づくり

偏見や差別の解消を図るとともに、相互理解の促進と、それぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに取り組みます。

《成果指標》

指標	現状 (2018 年度)	目標 (2024 年度)
外国人県民等と地域社会において交流や関わりを持ちたいと思う県民の割合	64%	80%
外国人県民等が地域社会に参画していると思う割合	—	50%



(1) 地域社会に対する意識啓発

◆現状と課題◆

外国人県民等の中には、在日韓国・朝鮮人などのオールドカマーと呼ばれる人々や平成元年（1989 年）の入管法改正を機に大幅に増加した南米出身の日系人を中心としたニューカマーと呼ばれる人々などがいます。さまざまな母語、文化や宗教、民族、歴史的背景等をもつ県民が生活しており、お互いを理解し、尊重し合うことが求められています。

しかしながら、地域では、言語や文化、習慣等の違いやコミュニケーション不足などから、交流が十分進まず、誤解や意見の相違によるトラブルが生じる例もあります。

日本人県民は、地域や仕事場などで外国人県民等と接する機会が増えたものの、外国人県民等とのコミュニケーションに不慣れであることなどから、交流も十分進んでいないのが現状です。その一方で、外国人県民等も、日本語によるコミュニケーション能力が不足し、また、地域情報が十分に得られていないことなどから、地域住民との交流や地域社会への参加ができず、地域社会にとけ込めず孤立していることもあります。

同じ地域で暮らす県民として、お互いの顔が見える関係をつくれるような交流の場が求められています。

◆施策の方向◆

- 国籍などにかかわらず、多様な人々が共に多文化共生の社会づくりに向け取り組めるよう、平成 28 年 6 月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）も踏まえながら、さまざまな人

権啓発を推進します。

- 相互理解を促進し、多文化共生を推進するため、さまざまな機会をとらえて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた啓発を行います。
- 相互理解の促進には交流が必要であることから、その基礎となる交流の場づくりを推進します。
- 多文化共生社会を推進するには国際感覚を磨く必要があり、地域の国際交流やホームステイの受入れ、外国語や文化の学習機会等を通じて、県民の国際感覚の育成を推進します。

◆施策・取組◆

① 多文化共生の意識づくりに向けた啓発

○ 多文化共生の啓発

(公財) 滋賀県国際協会と連携し、セミナーや研修会、出前講座等を開催し、多文化共生の意識づくりに向けた啓発を行うとともに、主体的に活動する人材を育成します。

○ 県民の異文化理解力や国際感覚の育成

(公財) 滋賀県国際協会と連携し、国際交流等を通じ、県民が日本文化について再認識する機会づくりを推進するとともに、異文化理解力や国際感覚の育成を推進します。

○ 人権意識の高揚

多文化共生を推進するため、「滋賀県人権施策推進計画」に基づき、人権教育・啓発の充実に努めます。

② 多文化共生意識をもった行政職員の育成

○ 多文化共生意識をもった行政職員の育成

市町との間で連絡会議などを開催し、多文化共生に関する意見交換や先進的な取組事例の紹介を行うなど、市町との情報の共有や連携の構築を図るとともに、行政職員の多文化共生意識の向上に努めます。

③ 交流の場づくり

○ 交流の場づくり

市町、国際交流協会、市民活動団体、外国人コミュニティなど、さまざまな主体が連携し、国籍などにかかわらず、県民が気軽に集え、交流ができ、また、地域社会とつながる場づくりを推進します。

(2)多様性を生かした活力ある地域づくり



◆現状と課題◆

地域では、自治会、まちづくり協議会、PTA、ボランティア団体などによりさまざまな活動が行われています。しかし、これらの活動に参加する外国人県民等も増え始めてはいますが、多いとはいえません。外国には自治会などの地縁組織がない国もあるので、自治会などの役割について理解を得ることや参加促進も課題となっています。

日本人県民は、外国人県民等が同じ地域で暮らす仲間・パートナーであるという視点にたち、外国の文化や生活習慣などを理解する努力が必要です。

その一方で、外国人県民等は地域の構成員として、地域のルールを守り、義務を果たしながら、地域活動に積極的に参画し、交流を図るなど、地域社会を共に築く努力が必要です。

本県は、近畿地方と中部地方、北陸地方を結ぶ交通の要所に位置していること、また国内最大の湖・琵琶湖を中心として水資源が豊富であるなど地理的条件に恵まれたことから、全国有数の内陸工業県として発展してきました。また、近江商人をはじめとする先人の偉功や理念を受け継ぎ、海外に進出し、グローバルに活動する企業も多くあります。

さらに、本県には13の大学・短期大学が立地し、多くの留学生が在籍しています。

社会・経済のグローバル化により、海外での滞在経験がある県民や、県内で暮らし、働き、学ぶ外国人が増えており、世界の多様な文化に触れ、世界を身近に感じる機会も増えてきています。

また、琵琶湖の環境保全の知恵と経験を活かすとともに、湖沼をはじめとする世界の水問題に貢献するため、滋賀から誕生した世界湖沼会議が世界各地で開催されるなど、琵琶湖を通じた国際交流や国際協力の活動も盛んに行われています。アメリカや中国、ブラジルとの姉妹友好州省の国際交流も、湖が縁で始まり、国際交流に関わる県民も多くいます。

このような滋賀県の特徴を生かし、国籍などの違いにかかわらず、県民が共に、「誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ちた魅力ある多文化共生社会」をめざす、全員参加型の社会づくりが求められています。

◆施策の方向◆

- 国籍などの違いにかかわらず、地域で暮らす県民が相互に理解を深め、多様性を尊重しながら共に築く地域づくりをめざします。
- 市町や自治会などと連携し、外国人県民等に対する自治会などの地域活動への理解や参加を推進します。
- 地域社会と孤立しがちな留学生や技能実習生、外国人の配偶者などが、地域で開催されるイベントや日本語教室などへの参加を通じ、地域社会との交流を図れるよう、交流の機会づくりを推進します。

- 日本語が十分理解できない外国人県民等にも、地域の活動やイベントへの参加を促すため、「やさしい日本語」の活用や漢字にふりがなを付けるなど、情報が伝わりやすい表現の活用を推進します。
- 外国人県民等と共に暮らす多文化共生社会においては、日本人県民は、「外国の言葉や文化を学ぶ機会が増える」と思っている人が多いです。外国人県民等から言葉や文化を学べる機会を増やすなど、外国人県民等がもつ語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などの多様性を生かした社会参画を促進し、地域の活性化やグローバル化などに貢献できる環境づくりを推進します。
- 多様な人材がそれぞれの能力を発揮し、いきいきと働くことができる、全員参加型の社会づくりを推進します。

◆施策・取組◆

① 社会活動への参加促進 ○ 社会活動への参加促進のための情報提供 社会活動への参加を促すため、さまざまな主体と連携して、多言語などの情報提供に努めます。 ○ 外国人県民等の文化や言語を生かした社会参画の推進 外国人県民等や市町、国際交流協会等と連携し、外国人県民等からその文化や習慣、言語を学んだり、体験したりする機会を増やすよう努め、県民の異文化理解力や国際感覚の育成を図るとともに、外国人県民等の社会参画を推進します。 ○ 交流の場づくり *再掲 市町、国際交流協会、市民活動団体、外国人コミュニティなど、さまざまな主体が連携し、国籍にかかわらず、県民が気軽に集え、交流ができ、地域社会とつながる場づくりを推進します。	② 地域で活躍する外国人県民等の情報発信 ○ 地域で活躍する外国人県民等の情報発信 積極的にボランティア活動に取り組んだり、地域で活躍する外国人芸術家や企業家やグループなどの情報発信を行います。
---	--

③ 多様性を生かした地域づくり

○ 多様な人材の活用（ダイバーシティ²¹）の推進

外国人県民等の多様な人材が能力を発揮し、いきいきと働くことができる「全員参加型社会」の推進のため、先進的な企業の取組を紹介するなど、情報発信や普及・啓発に努めます。

○ 外国文化や言語などを学べる環境づくり

外国人県民等や市町、国際交流協会などと連携し、外国人県民等からその文化や習慣、言語を学んだり、体験したりする機会を増やすよう努め、県民の異文化理解力や国際感覚の向上を図ります。

○ 外国人県民等と協働した滋賀の魅力発信

外国人県民等と協働し、HP や SNS 等を活用して滋賀県魅力を発信します。

<用語解説>

1 グローバル化（1 頁）

資本や人などの国境を越えた移動が活発化し、社会的、文化的、経済的に世界と結びつきが深まること。

2 定住者（1 頁）

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。インドシナ難民、日系 3 世、中国残留邦人等。

3 外国人登録者数（1 頁）

平成 23 年 12 月末まで、法務省保管の外国人登録記録に基づき集計された外国登録者数で、法務省が公表する在留外国人統計の数値を用いています。

4 技能実習生（1 頁）

技能実習制度に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の「技能実習」の在留資格をもって日本に在留し、技能等を修得する者。

5 特定技能（1 頁）

出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の「特定技能」の在留資格をもって日本に在留し、就労する者。

6 外国人人口（3 頁）

平成 24 年 7 月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となったことから、平成 24 年 12 月末からは、住民基本台帳上の外国人数について集計された法務省が公表する在留外国人統計の数値を用いています。住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、平成 23 年以前のデータと単純に比較することはできません。

7 永住者（3 頁）

法務大臣が永住を認める者。原則 10 年以上継続して日本に在留（うち 5 年は就労資格または居住資格で在留していること。）し、①素行が良好であること②独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることなどの要件を満たす外国人。

8 日本人の配偶者等（3 頁）

日本人の配偶者若しくは民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者。

9 永住者の配偶者等（3 頁）

永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者。

10 特別永住者（3 頁）

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法で定める平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫。

11 監理団体（9 頁）

技能実習制度に基づき、監理事業を行う者。

12 登録支援団体（9 頁）

出入国管理及び難民認定法第 19 条の 23 に基づき、契約により委託を受けて適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う者として、出入国在留管理庁在留管理庁長官の登録を受けた機関。

13 日本語指導が必要な外国人児童生徒等（11 頁）

「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（文部科学省）」における、「日本語指導が必要な児童生徒（外国人児童生徒を含む）」、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」および「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」のことです。

-
- 14 母語 (11 頁)
幼少期から母親などの大人たちが話すのを聞いて習得する言語。
- 15 ユニバーサルデザイン (15 頁)
年齢や性別、文化や言語、能力などの違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいように、まちやもの、環境、サービスなどをつくっていかうとする考え方のこと。
- 16 やさしい日本語 (20 項)
普段使われている日本語よりも簡単で、外国人にもつたわりやすい日本語のこと。
- 17 DV (ドメスティック・バイオレンス) (26 頁)
配偶者や恋人など親しい間柄にある (あった) パートナーからふるわれる暴力のこと。
- 18 コミュニティ FM (29 頁)
市区町村など一部の地域において、地域に密着した情報を提供するための FM 放送局。
- 19 アイデンティティ (34 頁)
自分が何者であるか、自分の人生の目的、自分の存在意義など、自分自身を支えている自己意識のこと。
- 20 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員 (36 頁)
日本語教育が必要な外国人児童生徒等が多数在籍している学校に対し、日本語教育および適応指導を行う専任教員を県の教員定数に上乗せして配置される教員のこと。
- 21 ダイバーシティ (43 頁)
性別、年齢、国籍、障がいの有無などの違いを尊重し、一人ひとりが能力を発揮できる機会を提供し、企業や組織などの活性化につなげること。